

障害保健福祉市町担当者等説明会資料

平成 20 年 5 月 30 日 (金)

栃木県国民健康保険団体連合会
介護福祉課 介護福祉担当

お知らせメールについて

毎週火曜日メールにて送信（祝日は除く）

（件名）【国保連合会】第 回 障害者自立支援給付支払システムお知らせメール

統計情報（国庫負担基準単位内訳）の送付について

6月初旬 【国庫負担基準単位内訳】の送付開始（伝送）

平成 19 年 10 月受付分～平成 20 年 4 月受付分

7月初旬以降 【事業状況報告】、【国庫負担基準単位内訳】毎月初旬に伝送で送付。

受給者台帳の整備について

現在、事業所からの請求と受給者台帳を突合した際の警告エラーが発生した場合に、事業所へは返戻をせずに支払決定を行っています。

今後、警告エラーをはずす方向で進んでいますので、台帳整備につきましては各市町でのご協力をお願いいたします。

- ・ 受給者が 18 歳に達し、障害児から障害者等に変更となった場合
受給者番号が変更となります。受給者異動連絡票を新規で提出してください。
- ・ 受給者台帳の変更については、異動年月日が基準となります。
異動が発生した年月日ごとに受給者異動連絡票または訂正連絡票の提出が必要となります。

例) 平成 20 年 5 月受付分

平成 20 年 5 月までに国保連合会に登録されている受給者台帳情報

新規 平成 19 年 12 月 1 日

変更 平成 20 年 1 月 1 日

提出：平成 20 年 5 月

利用者負担上限額情報が平成 20 年 1 月 1 日から変更（無 有り）

障害程度区分が平成 20 年 3 月 1 日から変更

利用者負担上限額情報が平成 20 年 4 月 1 日から変更（事業所の変更）

国保連合会へ提出

訂正連絡票（異動年月日：平成 20 年 1 月 1 日）

異動連絡票（異動年月日：平成 20 年 3 月 1 日）

異動連絡表（異動年月日：平成 20 年 4 月 1 日）

統計資料作成処理について

1. 統計資料について

表1 統計資料の概要

項	情報名	内容	備考
1	事業状況報告	支給決定者数やサービス受給者数並びにサービス種類別の利用状況等の情報を集計する。 本情報は支払等システムにて保持している請求情報等及び受給者台帳情報に基づき、基本的に月に1度作成し、各市町村へ送信する。	
2	国庫負担基準単位内訳	厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等に基づく情報を集計する。 作成する情報は以下の通り。 様式1:国庫負担基準単位内訳(実利用者数) 様式2:国庫負担基準単位内訳(支給額) 様式3:受給者リスト(1) 本情報は、支払等システムにて保持している請求情報等及び受給者台帳情報に基づき作成し、基本的に月に1度作成し、各市町へ送信する。	本資料にて留意事項等を記載する。

- 1 厚生労働省告示第 530 号 厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等 二.ト、チに掲げる者のリスト

3. 事業状況報告に関する集計方法等の変更について

(1) 事業状況報告の集計方法の変更

月途中で障害程度区分認定有効期間が終了した場合の取り扱いについて

月途中で障害程度区分認定有効期間が終了し、障害程度区分が「非該当」となる場合、当該受給者のデータは障害程度区分「非該当」欄に集計（「非該当」が集計対象外の様式の場合は集計対象外）していましたが、今回より非該当となる前の障害程度区分欄に集計されるよう変更致します。ただし、例えば月途中で障害程度区分が区分3から区分4に変更するなど、区分1以上の障害程度区分に月途中で変わる場合は、これまで通り、月末時点の障害程度区分にて集計致します。

なお、月途中で障害程度区分認定有効期間が終了した月の翌月からは「非該当」として集計しております。

支給決定終了後の退所時特別支援加算の取り扱いについて

退所時特別支援加算または地域移行加算を算定する前月に、当該受給者の支給決定情報が終了していたデータは集計対象外としておりましたが、退所時時点で有効な障害程度区分で集計するよう変更致します。

4. 留意事項

(1) 国庫負担基準単位内訳作成タイミングについて

国庫負担基準単位内訳の様式1（実利用者数）及び様式2（支給額）は1年間の値を計上する様式ですが、受付年月毎に処理を行い、データ送信を行います。

なお、様式（実利用者数）及び様式2（支給額）のとちの欄に関しては、システムでは抽出できませんので、様式3（受給者リスト）を参照の上、値を計上して頂くこととなります。

(2) 統計資料作成処理の実施可能時期について

統計資料作成処理は、処理対象となる受付年月の請求情報等に関する市町村請求情報を作成しており、かつ、システム日付が当該受付年月の翌月以降となった場合に実施可能となります。

(3) 5月に実施する処理対象の受付年月について

通常、国庫負担基準単位内訳については、国保連合会にて月に1回作成し、毎月、市町村へ提供する事となります。なお、平成19年度分については、受付年月が2007年10月～2008年3月分の6ヶ月分を国保連合会にて作成し、市町村へ6月上旬に提供することとなります。

(4) 作成された統計報告情報ファイルの命名規則について

統計報告情報作成処理(国庫負担基準単位内訳)により作成されたファイルの命名規則は以下のとおりとなります。

【統計報告情報ファイル名称】AAAAAA_1_YYYYMMDD_yyyymm09XXXXstyleX9.csv

·AAAAAA	:送付先市町村番号
·1	:固定
·YYYYMMDD	:作成日付
·yyymm	:受付年月
·09XXXX	:市町村番号
·style	:固定
·X9	:様式番号(K1、K2、K3)
	K1:実利用者数
	K2:支給額
	K3:受給者リスト

【本文情報ファイル名称】AAAAAA_1_YYYYMMDD_honbun.txt

·AAAAAA	:送付先市町村番号
·1	:固定
·YYYYMMDD	:作成日付
·honbun	:固定

(5) 償還払い等の請求情報等の取扱いについて

支払等システムにおける統計資料作成処理は、国保連合会にて取り扱った請求情報等が対象となります。従って、市町村による償還払い等、支払等システムを介さない請求情報等は集計対象とはなりません。

償還払い等の請求情報等に関する情報については、国保連合会から送信された統計報告情報に対し、市町村にて別途追加頂く必要があります。

国庫負担基準単位内訳の集計方法について

1. 集計方法の基本的な考え方

(1) 集計年月[1] (パターン1)

国庫負担基準単位内訳は明細書の受付年月にて集計を行います。

< 受給者台帳 >

障害程度区分: 区分6、重度包括支援対象者有無: 無し、介護保険給付対象者有無: 無し
 【支給決定情報】121000: 重度訪問介護15%加算対象者決定
 221000: 生活介護基本決定

以下の明細書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード	支給額
A事業所	2007/10	2007/9	重訪 日中4.0	16,560

↓

区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
ハ 重度訪問介護・・・						
(1) (2)から(4)まで・・・						
(一) 区分6	1			16,560		
・・・						
(3) 生活介護サービス・・・						
(一) 区分六・・・						

図1 国庫負担基準単位内訳の集計例(パターン1)

(2)集計年月[2] (パターン2)

明細書が月遅れで提出される場合であっても、受付年月にて集計を行います。

< 受給者台帳 >
 障害程度区分:区分6、重度包括支援対象者有無:無し、介護保険給付対象者有無:無し
 【支給決定情報】121000:重度訪問介護15%加算対象者決定
 221000:生活介護基本決定

以下の明細書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード	支給額
A事業所	2007/11	2007/9	重訪 日中4.0	16,560

↓

区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
八 重度訪問介護・・・						
(1) (2)から(4)まで・・・						
(一) 区分6		1			16,560	
・・・						
(3) 生活介護サービス・・・						
(一) 区分六・・・						

図2 国庫負担基準単位内訳の集計例(パターン2)

(3)請求サービス種類による集計位置 (パターン3)

重度訪問介護サービス(居宅介護、行動援護)に関しては、同一サービス提供年月に生活介護サービスなどの請求がある場合、集計位置が異なります。なお、様式2(支給額)として計上するのは重度訪問介護サービス(居宅介護、行動援護)に関する支給額であって、生活介護サービスなどに関する支給額は含みません。

< 受給者台帳 >
 障害程度区分:区分6、重度包括支援対象者有無:無し、介護保険給付対象者有無:無し
 【支給決定情報】121000:重度訪問介護15%加算対象者決定
 221000:生活介護基本決定

以下の明細書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード	支給額
A事業所	2007/10	2007/9	重訪 1	16,560
B事業所	2007/10	2007/9	生活介護 1	113,580

↓

区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
八 重度訪問介護・・・						
(1) (2)から(4)まで・・・						
(一) 区分6						
・・・						
(3) 生活介護サービス・・・						
(一) 区分六・・・	1			16,560		

図3 国庫負担基準単位内訳の集計例(パターン3)

(4) 集計対象外の請求 (パターン4)

生活介護サービスのみに関する請求であるなど、集計対象外である明細書だけの請求である場合は集計を行いません。

< 受給者台帳 >
 障害程度区分: 区分6、重度包括支援対象者有無: 無し、介護保険給付対象者有無: 無し
 【支給決定情報】121000: 重度訪問介護15%加算対象者決定
 221000: 生活介護基本決定

以下の明細書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード	支給額
A事業所	2007/10	2007/9	生活介護 1	113,580

↓

区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
ハ 重度訪問介護・・・						
(1) (2)から(4)まで・・・						
(一) 区分6						
・・・						
(3) 生活介護サービス・・・						
(一) 区分六・・・						

図4 国庫負担基準単位内訳の集計例(パターン4)

(5) 複数事業所からの請求 (パターン5)

同一受給者に対して、同一サービス提供年月に、複数の事業所により同一のサービス種類を提供する場合、様式1(実利用者数)は1人として計上し、様式2(支給額)は当該請求に係る支給額を合算して計上します。

< 受給者台帳 >
 障害程度区分: 区分6、重度包括支援対象者有無: 有り、介護保険給付対象者有無: 無し
 【支給決定情報】111000: 居宅介護身体介護決定

以下の明細書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード	支給額
A事業所	2007/10	2007/9	身体日中0.5	20,700
B事業所	2007/10	2007/9	身体日中0.5	20,700
C事業所	2007/10	2007/9	身体日中0.5	20,700

↓

区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
□ 重度障害者等包括・・・						
(1) 下記以外の者	1			62,100		
(2) 介護保険給付対象者						

図5 国庫負担基準単位内訳の集計例(パターン5)

(6) 過誤申立による全明細書の取下げ (パターン6)

過誤申立により全ての明細書が取下げられる場合、過誤申立書の受付年月において、様式1(実利用者数)はマイナス1を計上し、様式2(支給額)は支給額の合計値をマイナスとして計上します。

< 受給者台帳 >
 障害程度区分: 区分6、重度包括支援対象者有無: 有り、介護保険給付対象者有無: 無し
 【支給決定情報】111000: 居宅介護身体介護決定

以下の明細書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード	支給額
A 事業所	2007/10	2007/9	身体日中0.5	20,700
B 事業所	2007/10	2007/9	身体日中0.5	20,700
C 事業所	2007/10	2007/9	身体日中0.5	20,700

↓

区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
□ 重度障害者等包括・・・						
(1) 下記以外の者	1			62,100		
(2) 介護保険給付対象者						

翌月に以下の過誤申立書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード
A 事業所	2007/11	2007/9	身体日中0.5
B 事業所	2007/11	2007/9	身体日中0.5
C 事業所	2007/11	2007/9	身体日中0.5

↓

区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
□ 重度障害者等包括・・・						
(1) 下記以外の者	1	-1		62,100	-62,100	
(2) 介護保険給付対象者						

図6 国庫負担基準単位内訳の集計例(パターン6)

(7) 過誤申立による一部明細書の取下げ (パターン7)

過誤申立により一部の明細書が取下げられる場合、過誤申立書の受付年月において、様式2(支給額)は当該過誤申立に係る支給額をマイナスとして計上します。なお、様式1(実利用者数)の値は変わりません。

< 受給者台帳 >
 障害程度区分: 区分6、重度包括支援対象者有無: 有り、介護保険給付対象者有無: 無し
 【支給決定情報】111000: 居宅介護身体介護決定

以下の明細書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード	支給額
A 事業所	2007/10	2007/9	身体日中0.5	20,700
B 事業所	2007/10	2007/9	身体日中0.5	20,700
C 事業所	2007/10	2007/9	身体日中0.5	20,700

↓

区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
□ 重度障害者等包括・・・						
(1) 下記以外の者	1			62,100		
(2) 介護保険給付対象者						

翌月に以下の過誤申立書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード
A 事業所	2007/11	2007/9	身体日中0.5

↓

区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
□ 重度障害者等包括・・・						
(1) 下記以外の者	1	0		62,100	-20,700	
(2) 介護保険給付対象者						

図7 国庫負担基準単位内訳の集計例(パターン7)

2. 請求サービス種類により集計位置が異なる場合の集計例

(1) 異なるサービス提供年月での複数のサービス種類の請求 (パターン8)

異なるサービス提供年月に重度訪問介護サービスと生活介護サービスの請求がある場合、重度訪問介護サービスの請求のあるサービス提供年月には生活介護サービスが算定されていないことから、重度訪問介護サービスだけの請求があるとして集計します。

< 受給者台帳 >

障害程度区分: 区分6、重度包括支援対象者有無: 無し、介護保険給付対象者有無: 無し
 [支給決定情報] 121000: 重度訪問介護 15%加算対象者決定
 221000: 生活介護基本決定

以下の明細書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード	支給額
A事業所	2007/10	2007/9	重訪 1	16,560
B事業所	2007/10	2007/8	生活介護 1	113,580



区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
八 重度訪問介護・・・						
(1) (2)から(4)まで・・・						
(一) 区分6	1			16,560		
・・・						
(3) 生活介護サービス・・・						
(一) 区分六・・・						

図8 国庫負担基準単位内訳の集計例(パターン8)

(2) 複数のサービス種類の月遅れ請求[1] (パターン9)

ある月に重度訪問介護サービスに係る請求が行われ、その翌月に月遅れ請求として生活介護サービスに係る請求が行われる場合、以下の様に集計を行います。

重度訪問介護受付年月: 重度訪問介護だけの請求として支給額などを計上します。

の翌月: 前月に計上した支給額をマイナスとして計上し、生活介護サービスの算定のある場合の集計位置に計上します。

< 受給者台帳 >

障害程度区分: 区分6、重度包括支援対象者有無: 無し、介護保険給付対象者有無: 無し
 [支給決定情報] 121000: 重度訪問介護15%加算対象者決定
 221000: 生活介護基本決定

以下の明細書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード	支給額
A事業所	2007/10	2007/9	重訪 日中4.0	16,560

↓

区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
八 重度訪問介護・・・						
(1) (2)から(4)まで・・・						
(一) 区分6	1			16,560		
・・・						
(3) 生活介護サービス・・・						
(一) 区分六・・・						

以下の明細書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード	支給額
B事業所	2007/11	2007/9	生活介護 1	113,580

↓

区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
八 重度訪問介護・・・						
(1) (2)から(4)まで・・・						
(一) 区分6	1	-1		16,560	-16,560	
・・・						
(3) 生活介護サービス・・・						
(一) 区分六・・・		1			16,560	

図9 国庫負担基準単位内訳の集計例(パターン9)

(3) 複数のサービス種類の月遅れ請求[2] (パターン10)

ある月に重度訪問介護サービス、翌月に重度訪問介護サービス(月遅れ)、翌々月に生活介護サービス(月遅れ)の請求が行われる場合、以下の様に集計を行います。

最初の重度訪問介護受付年月: 重度訪問介護の支給額などを計上します。

の翌月 : 月遅れ請求分の重度訪問介護の支給額などを計上します。

の翌々月: 前月以前に計上した支給額の合計値などをマイナスとして計上し、生活介護サービスの算定のある場合の集計位置に計上します。

< 受給者台帳 >

障害程度区分: 区分6、重度包括支援対象者有無: 無し、介護保険給付対象者有無: 無し
 [支給決定情報] 121000: 重度訪問介護15%加算対象者決定
 221000: 生活介護基本決定

以下の明細書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード	支給額
A事業所	2007/10	2007/9	重訪 日中4.0	16,560

↓

区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
八 重度訪問介護・・・						
(1) (2)から(4)まで・・・						
(一) 区分6	1			16,560		
...						
(3) 生活介護サービス・・・						
(一) 区分六・・・						

以下の明細書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード	支給額
B事業所	2007/11	2007/9	重訪 日中4.0	16,560

↓

区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
八 重度訪問介護・・・						
(1) (2)から(4)まで・・・						
(一) 区分6	1	0		16,560	16,560	
...						
(3) 生活介護サービス・・・						
(一) 区分六・・・						

以下の明細書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード	支給額
C事業所	2007/12	2007/9	生活介護 1	113,580

↓

区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
八 重度訪問介護・・・						
(1) (2)から(4)まで・・・						
(一) 区分6	1	0	-1	16,500	16,560	-33,120
...						
(3) 生活介護サービス・・・						
(一) 区分六・・・			1			33,120

図10 国庫負担基準単位内訳の集計例(パターン10)

(4)複数のサービス種類の月遅れ請求[3] (パターン11)

ある月に生活介護サービスに係る請求が行われ、翌月に月遅れ請求として重度訪問介護サービスに係る請求が行われる場合、以下の様に集計を行います。

生活介護受付年月:この年月においては集計対象外となるので、計上しません。

の翌月:生活介護サービスの算定のある場合の集計位置に重度訪問介護サービスに係る支給額などを計上します。

< 受給者台帳 >
 障害程度区分:区分6、重度包括支援対象者有無:無し、介護保険給付対象者有無:無し
 【支給決定情報】121000:重度訪問介護15%加算対象者決定
 221000:生活介護基本決定

以下の明細書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード	支給額
A事業所	2007/11	2007/9	生活介護 1	113,580

↓

区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
八 重度訪問介護・・・						
(1) (2)から(4)まで・・・						
(一) 区分6						
・・・						
(3) 生活介護サービス・・・						
(一) 区分六・・・						

以下の明細書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード	支給額
B事業所	2007/12	2007/9	重訪 日中4.0	16,560

↓

区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
八 重度訪問介護・・・						
(1) (2)から(4)まで・・・						
(一) 区分6						
・・・						
(3) 生活介護サービス・・・						
(一) 区分六・・・			1			16,560

図11 国庫負担基準単位内訳の集計例(パターン11)

(5) 複数のサービス種類の過誤申立による明細書取下げ[1] (パターン12)

ある月に重度訪問介護と生活介護サービスに係る請求があり、翌月に重度訪問介護サービスが、翌々月に生活介護サービスが過誤申立により取下げられる場合、以下の様に集計します。

重度訪問介護等受付年月: 重度訪問介護に係る支給額などを計上します。

の翌月: 重度訪問介護の請求が取下げられ生活介護のみが残るため、集計対象外となります。従って、前月計上した支給額などをマイナスとして計上します。

の翌々月: 既に集計対象外となっているため、何も計上しません。

< 受給者台帳 >

障害程度区分: 区分6、重度包括支援対象者有無: 無し、介護保険給付対象者有無: 無し
 【支給決定情報】121000: 重度訪問介護15%加算対象者決定
 221000: 生活介護基本決定

以下の明細書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード	支給額
A事業所	2007/10	2007/9	重訪 日中4.0	16,560
B事業所	2007/10	2007/9	生活介護 1	113,580



区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
ハ 重度訪問介護・・・						
(1) (2)から(4)まで・・・						
(一) 区分6						
・・・						
(3) 生活介護サービス・・・						
(一) 区分六・・・		1		16,560		

翌月に以下の過誤申立書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード
A事業所	2007/11	2007/9	重訪 日中4.0



区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
ハ 重度訪問介護・・・						
(1) (2)から(4)まで・・・						
(一) 区分6						
・・・						
(3) 生活介護サービス・・・						
(一) 区分六・・・	1	-1		16,560	-16,560	

翌月に以下の過誤申立書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード
B事業所	2007/11	2007/9	生活介護 1



区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
ハ 重度訪問介護・・・						
(1) (2)から(4)まで・・・						
(一) 区分6						
・・・						
(3) 生活介護サービス・・・						
(一) 区分六・・・	1	-1		16,560	-16,560	

図12 国庫負担基準単位内訳の集計例(パターン12)

(6) 複数のサービス種類の過誤申立による明細書取下げ[2] (パターン13)

ある月に重度訪問介護と生活介護サービスに係る請求があり、翌月に生活介護サービスが、翌々月に重度訪問介護サービスが過誤申立により取下げられる場合、以下の様に集計します。

重度訪問介護等受付年月: 重度訪問介護に係る支給額などを計上します。

の翌月 : 前月に計上した支給額の合計値などをマイナスとして計上し、重度訪問介護サービスだけである場合の集計位置に計上します。

の翌々月: 前月に計上した支給額の合計値などをマイナスとして計上します。

< 受給者台帳 >

障害程度区分: 区分6、重度包括支援対象者有無: 無し、介護保険給付対象者有無: 無し
 【支給決定情報】121000: 重度訪問介護15%加算対象者決定
 221000: 生活介護基本決定

以下の明細書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード	支給額
A事業所	2007/10	2007/9	重訪 日中4.0	16,560
B事業所	2007/10	2007/9	生活介護 1	113,580



区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
八 重度訪問介護・・・						
(1) (2)から(4)まで・・・						
(-) 区分6						
・・・						
(3) 生活介護サービス・・・						
(-) 区分六・・・		1		16,560		

翌月に以下の過誤申立書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード
B事業所	2007/11	2007/9	生活介護 1



区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
八 重度訪問介護・・・						
(1) (2)から(4)まで・・・						
(-) 区分6		1		16,560		
・・・						
(3) 生活介護サービス・・・						
(-) 区分六・・・	1	-1		16,560	-16,560	

翌月に以下の過誤申立書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード
A事業所	2007/12	2007/9	重訪 日中4.0



区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
八 重度訪問介護・・・						
(1) (2)から(4)まで・・・						
(-) 区分6		1	-1	16,560	-16,560	
・・・						
(3) 生活介護サービス・・・						
(-) 区分六・・・	1	-1		16,560	-16,560	

図13 国庫負担基準単位内訳の集計例(パターン13)

3. その他のケース

(1) 15ヶ月以上前の明細書に対する取下げ (パターン14)

受付年月から15ヶ月以上が経過し、支払等システムにてデータ削除を実施した場合、当該データはシステム上に保存されていないので、例え過誤申立を行う場合であっても、マイナスの計上は行いません。

< 受給者台帳 >
 障害程度区分: 区分6、重度包括支援対象者有無: 有り、介護保険給付対象者有無: 無し
 【支給決定情報】111000: 居宅介護身体介護決定

以下の明細書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード	支給額
A 事業所	2007/11	2007/10	身体日中0.5	20,700
B 事業所	2007/11	2007/10	身体日中0.5	20,700

↓

(2007年度分)

区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括・・・						
(1) 下記以外の者		1			41,400	
(2) 介護保険給付対象者						

翌月に以下の過誤申立書を受付

事業所	受付年月	提供年月	サービスコード
A 事業所	2009/11	2007/10	身体日中0.5

↓

(2009年度分)

区分	実利用者数			支給額		
	10月	11月	12月	10月	11月	12月
<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括・・・						
(1) 下記以外の者		0			0	
(2) 介護保険給付対象者						

図14 国庫負担基準単位内訳の集計例(パターン14)

作成様式(帳票イメージ)

市町村 I D
都道府県名
市町村名

【参考様式1】 国庫負担基準単位

区分	区分ごとの単位	実 利 用 者 数												計	区分ごとの単位 ×実利用者数	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者																
(1)(2)以外の者	45,500														0	0
(2)介護保険給付対象者	26,820														0	0
ロ 重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、重度訪問介護、行動援護に係る支給決定を受けた者																
(1)(2)以外の者	44,650														0	0
(2)介護保険給付対象者	25,970														0	0
ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者(ロを除く)																
(1)(2)から(4)まで以外の者																
(一)区分六	29,590														0	0
(二)区分五	23,850														0	0
(三)区分四	19,020														0	0
(四)区分三	15,220														0	0
(2)介護保険給付対象者(3)及び(4)に掲げる者を除く	10,910														0	0
(3)生活介護サービス費等を算定される者(4)に掲げる者を除く。																
(一)区分六で介護保険給付対象者以外の者	16,440														0	0
(二)区分五で介護保険給付対象者以外の者	13,680														0	0
(三)区分五又は六で介護保険給付対象者	10,910														0	0
(四)区分四	10,700														0	0
(五)区分三	8,290														0	0
(4)共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)																
(一)(二)から(五)に掲げる者以外の者	2,970														0	0
(二)共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの(三)に掲げる者を除く)																
a 区分六	10,080														0	0
b 区分五	7,320														0	0
c 区分四	5,710														0	0
(三)共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるものうち、介護保険給付対象者	2,970														0	0
(四)経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者(五)に掲げる者を除く)																
a 区分六	11,260														0	0
b 区分五	8,500														0	0
c 区分四	6,890														0	0
d 区分三	6,070														0	0
(五)経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者うち介護保険給付対象者	2,970														0	0
ニ 行動援護に係る支給決定を受けた者(ロ及びハを除く)																
(1)(2)から(4)まで以外の者																
(一)区分六	25,150														0	0
(二)区分五	19,410														0	0
(三)区分四	14,580														0	0
(四)区分三	10,780														0	0
(五)障害児	13,750														0	0
(2)介護保険給付対象者(3)及び(4)に掲げる者を除く	6,470														0	0
(3)生活介護サービス費等及び児童デイサービス費を算定されている者(4)に掲げる者を除く)																
(一)区分六で介護保険給付対象者以外	16,440														0	0
(二)区分五で介護保険給付対象者以外	13,680														0	0
(三)区分四で介護保険給付対象者以外	10,700														0	0
(四)区分三で介護保険給付対象者以外	8,290														0	0
(五)区分三から区分六までに該当する者うち介護保険給付対象である者	6,470														0	0
(六)障害児	13,750														0	0
(4)共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く)																
(一)(二)及び(三)に掲げる者以外	1,760														0	0
(二)経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定されるもの(三)に掲げる者を除く)																
a 区分六	10,050														0	0
b 区分五	7,290														0	0
c 区分四	5,680														0	0
d 区分三	4,860														0	0
(三)経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者うち介護保険給付対象者	1,760														0	0
ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロからニまで、及びハからチまで並びに介護保険給付対象者を除く)																
(1)(2)及び(3)以外の者																
(一)区分六	18,680														0	0
(二)区分五	12,940														0	0
(三)区分四	8,110														0	0
(四)区分三	4,310														0	0
(五)区分二	2,910														0	0
(六)区分一	2,290														0	0
(七)障害児	7,280														0	0
(2)生活介護サービス費等及び児童デイサービス費を算定されている者うち区分6の者(3)を除く)	16,440														0	0
(3)経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者																
(一)区分六	8,290														0	0
(二)区分五	5,530														0	0
(三)区分四	3,920														0	0
(四)区分三	3,100														0	0
(五)区分二	1,180														0	0
ヘ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者)であって、共同生活介護サービス費のイ又は共同生活援助サービス費を算定される者(ロからニまで、ト及びチ並びに介護保険給付対象者を除く)	1,760														0	0
ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者うち共同生活介護サービス費のイの共同生活サービス費(5)を算定されるもの(ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)																
(1)重度訪問介護サービス費の利用者の心身の状態に相当するもの																
(一)区分六	10,080														0	0
(二)区分五	7,320														0	0
(三)区分四	5,710														0	0
(2)行動援護サービス費の利用者の心身の状態に相当するもの																
(一)区分六	8,870														0	0
(二)区分五	6,110														0	0
(三)区分四	4,500														0	0
チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者うち共同生活介護サービス費のイの共同生活サービス費(5)を算定されるもの(ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)																
(一)区分六	7,110														0	0
(二)区分五	4,350														0	0
(三)区分四	2,740														0	0

【参考様式2】 国庫負担基準単位

区 分	支 給 額												計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
イ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けた者														0
(1) (2)以外の者														0
(2) 介護保険給付対象者														0
ロ 重度障害者等包括支援対象者で、居宅介護、重度訪問介護、行動援護に係る支給決定を受けた者														0
(1) (2)以外の者														0
(2) 介護保険給付対象者														0
ハ 重度訪問介護に係る支給決定を受けた者(ロを除く)														0
(1) (2)から(4)まで以外の者														0
(一) 区分六														0
(二) 区分五														0
(三) 区分四														0
(四) 区分三														0
(2) 介護保険給付対象者(3)及び(4)に掲げる者を除く)														0
(3) 生活介護サービス費等を算定される者(4)に掲げる者を除く。)														0
(一) 区分六で介護保険給付対象者以外の者														0
(二) 区分五で介護保険給付対象者以外の者														0
(三) 区分五又は六で介護保険給付対象者														0
(四) 区分四														0
(五) 区分三														0
(4) 共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く。)														0
(一) (二)から(五)に掲げる者以外の者														0
(二) 共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるもの(三)に掲げる者を除く)														0
a 区分六														0
b 区分五														0
c 区分四														0
(三) 共同生活介護サービス費のイの共同生活介護サービス費(5)を算定されるものうち、介護保険給付対象者														0
(四) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者(五)に掲げる者を除く)														0
a 区分六														0
b 区分五														0
c 区分四														0
d 区分三														0
(五) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者うち介護保険給付対象者														0
ニ 行動援護に係る支給決定を受けた者(ロ及びハを除く)														0
(1) (2)から(4)まで以外の者														0
(一) 区分六														0
(二) 区分五														0
(三) 区分四														0
(四) 区分三														0
(五) 障害児														0
(2) 介護保険給付対象者(3)及び(4)に掲げる者を除く)														0
(3) 生活介護サービス費等及び児童デイサービス費を算定されている者(4)に掲げる者を除く)														0
(一) 区分六で介護保険給付対象者以外														0
(二) 区分五で介護保険給付対象者以外														0
(三) 区分四で介護保険給付対象者以外														0
(四) 区分三で介護保険給付対象者以外														0
(五) 区分三から区分六までに該当する者うち介護保険給付対象である者														0
(六) 障害児														0
(4) 共同生活介護サービス費を算定される者(ト及びチに掲げる者を除く)														0
(一) (二)及び(三)に掲げる者以外														0
(二) 経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定されるもの(三)に掲げる者を除く)														0
a 区分六														0
b 区分五														0
c 区分四														0
d 区分三														0
(三)経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者うち介護保険給付対象者														0
ホ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(ロからニまで、及びハからチまで並びに介護保険給付対象者を除く)														0
(1)(2)及び(3)以外の者														0
(一)区分六														0
(二)区分五														0
(三)区分四														0
(四)区分三														0
(五)区分二														0
(六)区分一														0
(七)障害児														0
(2)生活介護サービス費等及び児童デイサービス費を算定されている者うち区分6の者(3)を除く)														0
(3)経過的居宅介護利用型共同生活介護サービス費を算定される者														0
(一)区分六														0
(二)区分五														0
(三)区分四														0
(四)区分三														0
(五)区分二														0
ヘ 居宅介護に係る支給決定を受けた者(居宅介護サービス費のロ、ニ及びホを算定される者)であって、共同生活介護サービス費のイ又は共同生活援助サービス費を算定される者(ロからニまで、ト及びチ並びに介護保険給付対象者を除く)														0
ト 居宅介護に係る支給決定を受けた者うち共同生活介護サービス費のイの共同生活サービス費(5)を算定されるもの(ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)														0
(1)重度訪問介護サービス費の利用者の心身の状態に相当するもの														0
(一)区分六														0
(二)区分五														0
(三)区分四														0
(2)行動援護サービス費の利用者の心身の状態に相当するもの														0
(一)区分六														0
(二)区分五														0
(三)区分四														0
チ 居宅介護に係る支給決定を受けた者うち共同生活介護サービス費のイの共同生活サービス費(5)を算定されるもの(ロに掲げる者及び介護保険給付対象者を除く。)														0
(一)区分六														0
(二)区分五														0
(三)区分四														0

